

# 那覇エコアイランド外部フェンス取替修繕

## 仕 様 書

令和5年度

那覇市・南風原町環境施設組合  
那覇・南風原クリーンセンター

本仕様書は、那覇市・南風原町環境施設組合(以下「組合」という。)が発注する、那覇エコアイランド外部フェンス取替修繕の業務(以下「修繕」という。)に適用する。

## 第1章 修繕概要

1 修繕名：那覇エコアイランド外部フェンス取替修繕

2 修繕目的

本修繕は、那覇エコアイランドにて、外部フェンスが腐食しているため取り替えによる更新を行い、保安を維持することを目的とする。

3 修繕期間：契約の日から令和6年3月29日まで

4 修繕場所：那覇市港町4丁目3番6の地先(那覇エコアイランド)

6 修繕概要

(1) 那覇エコアイランドにおいて、外部フェンスの取り替えによる更新を行う。

## 第2章 修繕仕様

1 提出書類等(各1部)

(1) 修繕着手時に提出するもの

ア 着手届

イ 現場代理人等届(監理技術者及び主任技術者届含む)

ウ 実務経験証明書(雇用関係等を確認するための書類含む)

エ 修繕工程表

(2) 修繕作業前に提出するもの

ア 下請負者通知書(該当する場合)

イ 使用材料承諾願

(3) 修繕完成後に提出するもの

ア 修繕報告書

イ 修繕記録写真

修繕記録写真は、施工前、施工中、施工後を撮影して1部提出すること。

ウ 完成届

エ 引渡書

(4) その他監督職員から提出を求められた書類

## 2 修繕条件

那覇エコアイランドの管理運営に支障のない方法で行うこと。

### (1) 修繕実施時間帯

修繕の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

修繕実施時間:8時30分～16時45分(平日)(片付け等も含む)

## 3 修繕用電力・水

(1) 本修繕に必要な作業用電力(仮設電力を除く)及び水は、原則的に供給する。

## 4 建物内外施設等の利用

### (1) 居室・トイレ等の利用

監督職員が指定する場所を使用できる。

### (2) 資材置場等

資材置場等に必要な用地は、監督職員及び那覇エコアイランドの管理運営業務受託者と協議すること。

### (3) 駐車スペースの利用

修繕に伴う車両の駐車に必要な用地は、無償貸与とし、監督職員と及び那覇エコアイランドの管理運営業務受託者と協議すること。

## 6 出入禁止箇所

修繕に関係のない場所及び部屋への出入は禁止する。

## 7 整理整頓・清掃

修繕現場と休息場所の整理整頓に努め、1日の作業終了毎に、現場周辺の清掃をすること。

## 8 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに監督職員へ報告するとともに、修繕請負者の責任において原状復旧すること。

## 9 補償事項と瑕疵担保

(1) 本修繕の施工にあたっては、安全性、メンテナンス性、保守における利便性に配慮した施工を行うこと。

(2) 施工、誤操作等により発生した事故、破損及び故障等は、受注者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取替えを行わなければならない。本修繕の受注者は、施工の瑕疵について担保する責任を負うものとする。

## 10 その他

(1) 本仕様書に明記のない事項については、監督職員と協議して決定する。